



障保発第002140号
令和4年(2022年)1月31日

社会福祉法人 明徳会
理事長 樺嶋 潤一郎 様

熊本市長 大西 一史
(障がい保健福祉課扱い)



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく実地指導の結果について(通知)

日頃より、障がい保健福祉の向上にご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、先般実施いたしました令和3年度実地指導の結果につきまして、下記のとおり通
知いたします。

記

- 1 事業所名 チャレンジめいとくの里
- 2 事業種別 障害者支援施設、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 B
型、就労定着支援、短期入所
- 3 指導年月日
令和4年(2021年)11月18日
- 4 指摘事項
なし

理事長	施設長	施設長代理	事務課長	係

【連絡先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市役所 障がい保健福祉課
自立支援班 担当 平野、高田、岡部
電話番号：096-328-2519
FAX：096-325-2358

令和3年度 実地指導口頭指摘事項

事業者名 (設置者)	社会福祉法人 明德会	事業所名 (施設)	チャレンジめ いとくの里	事業種別 (施設種別)	短期入所・就労定着支援	指導 年月日	令和3年11月18日
---------------	------------	--------------	-----------------	----------------	-------------	-----------	------------

基準省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

○以下については、令和3年4月、基準省令が改正されており、経過措置があるため口頭指摘事項とするが、利用者の権利擁護、安全確保のためにも早期に対応されることが望ましい。

<感染症や非常災害への対応力強化>

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する必要があるため、業務継続に向けた計画等の策定や研修および訓練を実施すること。

【基準省令第125条、第206条の12（準用第33条の2）】

令和3年度 実地指導口頭指摘事項

事業者名 (設置者)	社会福祉法人 明徳会	事業所名 (施設)	チャレンジめ いとくの里	事業種別 (施設種別)	施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 B型	指導 年月日	令和3年11月18日
---------------	------------	--------------	-----------------	----------------	--------------------------------------	-----------	------------

基準省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

○以下については、令和3年4月、基準省令が改正されており、経過措置があるため口頭指摘事項とするが、利用者の権利擁護、安全確保のためにも早期に対応されることが望ましい。

＜感染症や非常災害への対応力強化＞

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する必要があるため、業務継続に向けた計画等の策定や研修および訓練を実施すること。

【基準省令第42条の2】